

令和8年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年8月27日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 新館2階 2-1会議室

3. 出席委員 7名

会 長	4 番	秋 吉 一 郎
委 員	2 番	衛 藤 将 明
	3 番	縣 浩一郎
	6 番	佐 藤 政 也
	7 番	松 田 浩 二
	8 番	佐 藤 誠一郎
	9 番	高 田 英

4. 欠席委員	1 番	久 保 光 輝
	5 番	江 藤 国 子
	10 番	大 津 雄 司
	11 番	竹 林 論 一

5. 議事参与が制限された委員 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による一時転用許可申請について
- ④非農地証明の発行について
- ⑤農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑥その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 生野敏博、総括主幹 大嶋陽一、主事 梶原公太、行政専門員 長松喜久一

1. 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 7名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和8年第8回由布市農業委員会総会を開会いたします。
次第2 会長あいさつ よろしくをお願いします。

2. 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名議員は議席番号9番、高田 英委員よろしくをお願いします。
続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します、日程第1から5まですべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は、退席をすることとなっていますので、よろしくをお願いします。

日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議長)

農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について5件ほどあります。
議案説明事務局をお願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号から5号につきましては報告ということでした承いたきたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議長)

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について2件ほどあります。議案説明を事務局よろしくをお願いします。

【事務局朗読説明】

（議長）

議案 6 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

（佐藤誠一郎委員）

議案番号 6 番です。

申請地は庄内町の畑田にある出雲大社の北側の土地です。

譲渡人が 83 歳と高齢になった為、営農できなくなり、この度弟である受人に贈与するものでございます。申請地は数年、遊休農地となっていますが、受人が草刈りや耕起を行い、露地野菜を栽培する予定となっております。小型の刈払機を購入すると聞いています。問題ない案件と考えますので、審議の方よりしくお願いいたします。

（議長）

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしくお願いします。

（松田浩二委員）

議案 7 号です。8 月 4 日に現地を立ちあいました。

場所は、挾間町来鉢で、石城小学校から北西に約 500m 行ったところです。

対象物件は渡人が佐伯の方に嫁に行って後を継ぐ事ができなくなって、市道を挟んだ反対側に、受人が雑種乳として農地を持っていたので、渡人が土地を買ってくれないかなというふうなことから始まったそうです。受人は若いのですが、水道屋を営んでおります。主に農作業は父親と共に行うということで、すべて農機具一式はあるということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

（議長）

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数で承認します。

日程 3 農地法第 4 条の規定による一時転用の許可申請について

日程第 3、農地法第 4 条の規定による一時転用の許可申請について 1 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 8 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

議案番号 8 番の説明でございます。

申請地は庄内町の庄内原 210 号線沿いにあります。

尾崎クリニックとその前にある介護施設の間にある農地面積が 2495 m²でございます。埋め立てによる小規模改良事業のための一時転用です。

工事の予定期間は、許可後の令和 8 年 9 月 15 日から、翌年の 2 月 15 日を予定。6 ヶ月を予定しております。隣地の同意もとっております。排水の同意につきましても、五ヶ村水路組合からいただいております。当該申請地は、先月皆さんにお諮りしたセブンイレブンの用地の土を一時的に移すもので、工事終了後は農地果樹園として使用していきたいということでございます。問題ない案件だと思いますので審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程 4 非農地証明発行について

日程 4 非農地証明発行について 10 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 9 号について、質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 10 号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数によりの証明発行を決定いたします。

議案 11 号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

議案 12 号について質疑を受けます。採決いたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 13 号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 14 号について、質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 15 号について質疑を受けます。

（高田英委員）

34 ページの字図の筆の中に道が通っているのですが、これは残るのでしょうか。隣が、3067 の人は名前を見読み上げませんが、前に里道のことで前担当者がある時に、農業委員会にどうなっているのかって、怒鳴り込んできた経緯があります。里道が途中からなくなっているみたいな話をしていた気がする。

（事務局）

現地の状況からいくと、里道とかいうのはわからないんですけど、地図上に残っている限りでは里道は存在するという。認識をするしかないと思います。この里道があるものを、この申請地がまた歩けるような状況にするというのはなかなか難しいのかもしれないんですけど、今回の設計としてはここを、原野なり山林に変えるということが目的ですので、開発するというようなところは今のところ言い切れませんので、この里道についてはちょっと、地図上にあるので存在していると。

(高田英委員)
ライスセンターとは違うのでしょ。

(事務局)
場所的に全然違います。

(議長)
議案 15 その他質疑ありますか。なければ採決いたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 16 号について質疑を受けます。採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 17 号について質疑を受けます。採決いたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 18 号について質疑を受けます。採決いたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行決定いたします。

日程 5 農用地利用集積等促進計画について

日程第 5 号農用地利用集積等促進計画について 4 件ほどあります。議案説明を事務局
お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 19 号から 22 号については一括して質疑を受けます。質疑のある方は議案番号
を述べるようお願いいたします。なければ、一括して承認に移ります。

承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 19 号から 22 号を承認します。

その他何かありますか。

なければ終了ということで、以上で会議規則第 7 条による議案審議を終了いたしま
す。お疲れ様でした。

議事録署名委員
